

札幌市立菊水小学校

いじめ防止基本方針

令和7年度（2025年度）改定



札幌市立菊水小学校 いじめ防止基本方針

■いじめの防止についての基本的な考え

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋】

■いじめとは何か（いじめ防止法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

■いじめに対する基本認識

- ①いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

■未然防止

1 子どもの実態把握に努める

1) 教職員の目配りによる気付き

子どもと同じ目線で考える場を共有し、個々の言動から思いを推し量る感性を高めるよう働きかけます。

2) 実態把握の方法

日常の実態把握の他、いじめの状況調査アンケート、及び、市教委「悩みやいじめに関するアンケート調査」の活用によって把握に努めます。

2 児童生徒一人一人を生かす教育活動の充実

1) 自尊感情を高める学習活動

他者と関わる機会を工夫し、違いを認め合う仲間づくりから自尊感情を高めます。

2) 教職員の協働体制を構築

子どもに対して愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開し、子どもの自己肯定感や自己有用感を育むとともに学校全体で組織としての協働体制を構築し、問題解決にあたります。

3 命や人権を尊重することができる豊かな心の育成

1) 命を大切にする指導の充実

「ハートフル月間」、「子ども理解に関わる校内研修」等を設定・実施します。

2) 人権教育の充実

子どもが他者の心の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権擁護の考え方を外部講師による出前授業等を活用して養います。

3) 道徳教育の充実

授業で心のゆれを追体験させ、人間の気高さ・心遣い・優しさに触れ自分を省みる機会をつくれます。

4 保護者や地域の人々への働きかけ

- 1) 懇談会等での説明と共に、学校・学年だより等による情報の発信を通して、共通理解を深める努力と、必要に応じ支援要請をお願いします。



■ 早期発見

1 教職員の積極的な関わり

1) 子どもの目線と立場から

常に子どもの言動に気を配り、言葉を受け止め、立場に立ち、子どもを守るという姿勢を大切にします。

2) 子どもを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する子に対して、その言動や表情から心を感じ取る感性を高めます。



2 いじめが見えにくい理由

1) 最も見えにくいSNS上のいじめについては、ご家庭と連携をして情報収集を行います。

2) いじめは大人の見えないところで行われていることが多くあります。

【無視・TikTok・LINE・遊び・ふざけ合いのような把握しにくい形態で・・・】

3) いじめられている本人からの訴えは少ないといえます。

【心配かけたくない、仕返しが怖い、言っても無駄等の心理が働いている。】

3 早期発見のための手立て

1) 日常の観察

登校後、休み時間、給食、清掃時間、放課後等、日常の看護体制の整備を図ります。

2) 子どもの人間関係の把握

学年・学級内の人間関係を把握し、気になる言動は、適切に指導します。

3) アンケート調査の実施

札幌市教育委員会「悩みやいじめに関するアンケート調査」、悩みやいじめの状況調査、生活振り返りシート等を活用するとともに、実態把握に努めます。

4 相談しやすい環境づくりに努める

1) 本人からの訴え

学校は、全力で守る手立てを講じ心身の安全を保障するとともに、その姿勢について日頃から伝えていきます。

2) 周りの子どもからの訴え

新たな発生を防ぐために、秘密厳守の立場から、場所・時間等に考慮した聞き取りを行います。

3) 保護者からの訴え

保護者からの連絡に柔軟に対応できるよう、日頃からの信頼関係の構築に努めます。



5 インターネット上（SNS・LINE・TikTok 等）のいじめへの防止

- 1) インターネット上に誹謗中傷を書き込む等の行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があること等、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。

例として…

- ① 発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること。
- ② 匿名であっても、書き込みをした人は特定できること。
- ③ 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害などの犯罪につながる可能性があること。
- ④ 自撮り画像等、一度流出した情報は簡単には回収できないこと。
- ⑤ 違法情報や有害情報が含まれていること。

- 2) 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

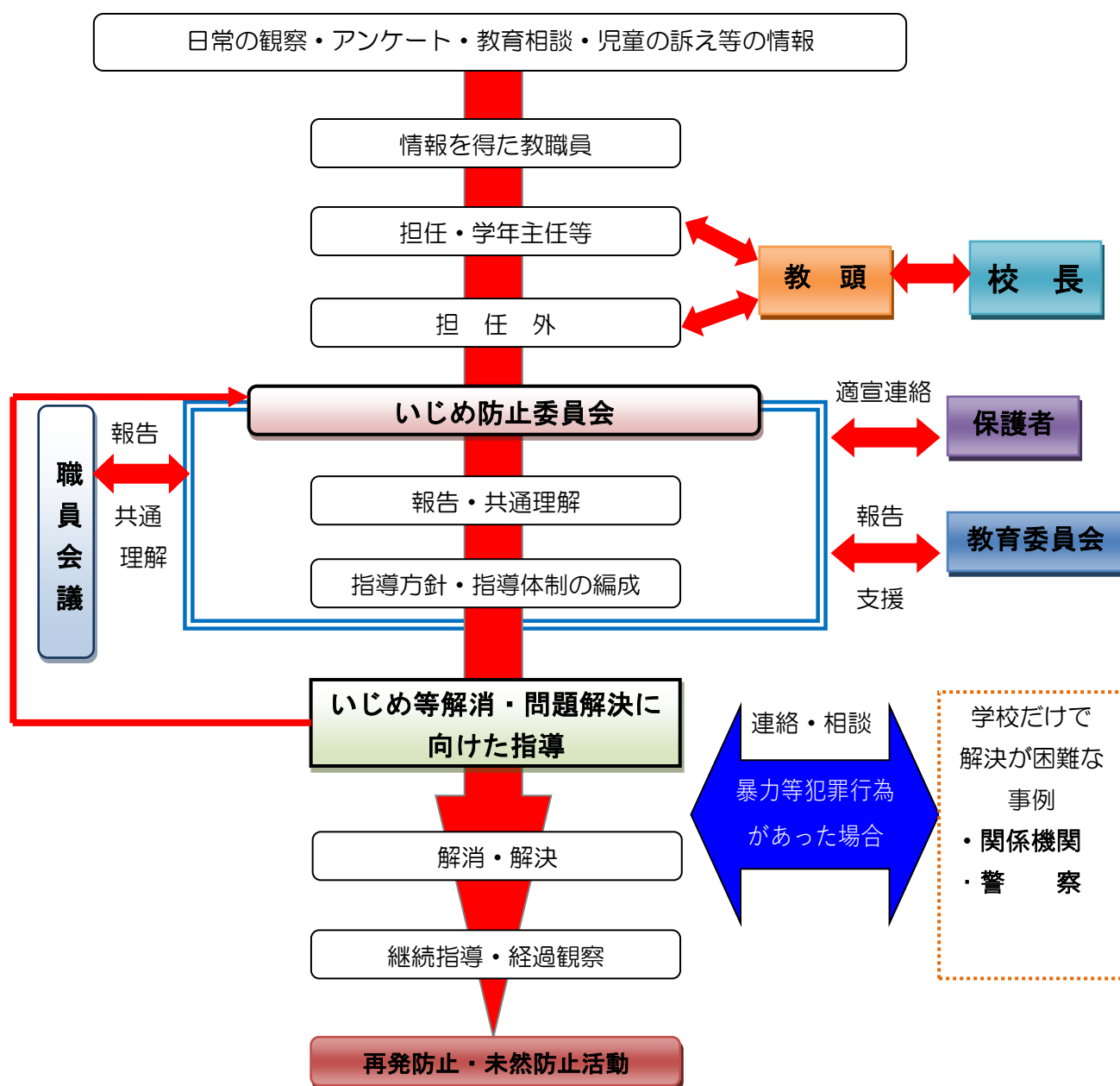
例として…

- ① パソコンやタブレット端末、スマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に個人情報流出等のトラブルが起こる可能性があるという認識をもつこと。
- ③ 他のいじめ以上に深刻な影響を与えるいじめであることを認識すること。
- ④ 保護者が発見する可能性が高いため、懇談等で、異変に気付いたらすぐに学校へ連絡・相談するようお伝えること。
- ⑤ 被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談する一方、書き込み等の削除に可能な限り、迅速に対応すること。

■ いじめへの対応マニュアル

いじめ等問題が起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切です。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともあります。そういった状況を避けるためにも、事例の応じた対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組んでいきます。



いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とします。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応していきます。

- 1) 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（市の改定案の第4章）を参考として、いじめの早期発見・対処の手順は、前頁のチャート図のように、本校として行っていく。
- 2) 学校として、いじめの情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。また、学校基本方針において、アンケート調査、個人懇談の実施についても定めておく。それらの結果の検証については、いじめ防止委員会の月1回の会議の中で行っていく。
- 3) いじめのサインチェックシートによって、把握したいじめの疑いについては、いじめ防止委員会で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。（市の改定案25ページの図）
- 4) 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるように、アセスメントシートを活用する。
- 5) アセスメントシートについては、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- 6) いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

■ 学校の取組の評価について

- 1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。
- 2) 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

■ 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎについて

- 1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図等の情報については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- 2) 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

■ 緊急時の対応について

- 1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- 2) 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザー等の活用も含めて学校として連携して対応に当たる。

■ 重大事態発生時の対応

学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

重大事態とは…

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には、次のようなケース等が想定される。

- ・ 児童が自殺を企図した場合。
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合。
- ・ 金品等の重大な被害を被った場合。
- ・ 精神性の疾患を発症した場合。

- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

■ 児童及び保護者、地域等への説明

- 1) 入学時及び各年度の開始時に児童の発達段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- 2) 同様に、保護者や関係機関等の方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- 3) 方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

■ いじめの防止等の対策のための組織

1 いじめ防止委員会の設置

1) 法規定

いじめ防止対策推進法第22 条により学校に常設の組織を設置することが法に規定されています。

2) 組織構成

校長、教頭、教務主任、保健主事、特別支援コーディネーター、指導担当教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者等の専門家等や地域の関係者等とする。

※組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。

※委員長は、教頭があたる。

3) いじめの疑いを把握した場合は、いじめ防止委員会で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。

4) 校長が不在時は、教頭が代理を務め、責任者である校長に報告し決裁を得ながら対処していく。

5) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求めることができる。

2 いじめ防止委員会の会議について

1) いじめ防止委員会の会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙）」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。

2) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。

3) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ防止委員会の会議を必ず開催する。

4) いじめ防止委員会の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

3 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- 1) 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任等の個人に委ねず、いじめ防止委員会で判断することを徹底する。
- 2) 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- 3) いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止委員会において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、いじめ防止委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）P30～31】

- 4) 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、いじめ防止委員会において、集約と共有を図る。また、アンケートの結果等、過年度の情報も含め、児童ごとに個別にまとめる等して、経年的に把握できるようにする。

4 教育相談体制の整備

- 1) 教職員が「ゲートキーパー」としての役割を担っているという、個々の認識を深めます。また、保護者や地域・関係機関と連携し、迅速・適切な対処に努めます。
- 2) スクールカウンセラー(SC)の活用
子ども、保護者、教職員が気軽に相談できる教育相談体制を構築します。
- 3) スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用
いじめの背景として、家庭や友人関係等、子どもの環境に複雑な問題がある場合などには、その解決に向けて、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼します。

